

しんきん教育プラン

2018年4月2日現在

商品名	◎ しんきん教育プラン
ご利用 いただける方	◎ 当金庫の営業エリア内に居住または勤務する方 ◎ 申込時満年齢20才以上で安定継続した収入がある公的健康保険加入の方 ◎ 700万円以上をお借入の場合は当金庫会員に限ります
お使いみち	◎ 申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ※①および②は、申込日時点で支払日から3カ月以内のものに限り支払済資金も可 ①就学する学校等への納付金(最長1年分) ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への 入学金を含む。 ②就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、 入学・卒業に伴う引越費用等 ③申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫 および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済 にかかる手数料を含む) ※基金保証付教育カードローンは除く ◎ 就学先に当金庫より振込を行ないます ただし、付帯費用は領収書でも可、又国公立大学で金庫から振込みができないものも 領収書が必要です
ご融資金額	◎ 1万円～1,000万円(単位1万円)
ご利用期間	◎ 3カ月以上16年以内(元金返済据置、卒業予定月まで設定できます)
ご融資利率	◎ 当金庫所定の利率を適用します 融資利率は窓口でお問合せください
ご返済方法	◎ 元金均等または元利均等返済、ボーナス併用(融資金額の50%以内)もできます
担保	◎ 必要ありません
保証人	◎ しんきん保証基金が保証しますので必要ありません
保証料	◎ 規定の保証料が必要です(毎月払型)
苦情処理措置 紛争解決措置	◎ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、 電話:0120-31-5784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さま は、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三 弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以 外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な 地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争 の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国 しんきん相談所にお問合わせください
その他	◎ お申込に際しては年収確認書類が必要です。詳しくは窓口でお問い合わせください ◎ お申込に際しては運転免許証(表裏)が必要となります。運転免許証を取得されていない場合は 個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、 運転経歴証明書(表裏)のいずれかが必要です (注)詳しくは窓口でお問い合わせください ◎ 資金使途確認書類、振込依頼書が必要となります。付帯費用のみの申込みの場合はこの他に 就学確認書類(合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収証・領収印のある振込用紙等) が必要となります ◎ 借換の場合は残高確認書類が必要となります ◎ 返済条件等変更される場合は当金庫所定の手数料がかかる場合があります 詳しくは、「ご融資に関する手数料」をご覧ください

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

